



答申第581号

平成28年8月9日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成28年8月9日付け神戸市参区第998号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市営住宅総合管理システムへの住記情報の追加利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 市営住宅の管理に関する事務において、入居申込者の前住所地の市区町村へ所得情報を照会するにあたり、市民参画推進局参画推進部区政振興課が保有する転入前住所地名称及び転入前住所地方書を利用することは、迅速で正確な資格審査が可能となり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 外国人入居者の国籍に合わせた日常生活をサポートする説明文を作成するため、市民参画推進局参画推進部区政振興課が保有する国籍地域コードを利用することは、市営住宅における共同生活のマナー向上が期待でき、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 3 これらの場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市営住宅総合管理システムへの住記情報の追加利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民記録情報】

- ・ 転入前住所地名称
- ・ 転入前住所地方書
- ・ 国籍地域コード



答申第582号

平成28年8月9日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成28年8月4日付け神住住管第1537号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市営住宅総合管理システムの改修及び情報項目の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 個人番号利用事務である、市営住宅の管理に関する事務について、他部局と情報連携を行うために、神戸市営住宅総合管理システムを共通基盤システムと接続するよう改修することは、入居審査等における申込者の負担を軽減するもので、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 番号法に定められた事務事業を実施するにあたり、制度個人番号及び統合宛名番号を神戸市営住宅総合管理システムで管理するため、情報項目を追加して電子計算機処理を行うことは、特定個人情報の正確性や同期性を確保するために不可欠であると認められるので、妥当である。
- 3 市外転入者の転入前住所地名及び転入前住所地方書を、神戸市営住宅総合管理システムへ項目追加することは、資格審査のために前住所地の市区町村へ所得情報を照会するにあたり不可欠であり、また入居者にかかる国籍地域コードを同システムへ項目追加し、外国人入居者に母国語による情報提供を行うことは、市営住宅における外国人の円滑な日常生活に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 4 これらの場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市営住宅総合管理システムの改修及び情報項目の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【追加データ項目】

住民記録台帳情報

住記個人番号(新住記)

世帯番号(新住記)

統合宛名番号

転入前住所地名

転入前住所地方書

国籍地域コード

市営住宅入居者管理情報

住記個人番号(新住記)

世帯番号(新住記)

統合宛名番号

システム入力ログファイル

制度個人番号

統合宛名番号